

# 悠里館ギャラリー利用にあたって

亶理町立図書館

## 1 利用料金等について

- (1) 利用料金は無料です。
- (2) 販売・勧誘等の営利目的での利用は一切できませんのでご注意ください。
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的とする場合も利用はできません。
- (4) 団体の利用にあつては、事務局所在地が亶理町で会員の半数以上が亶理町民の場合に限ります。
- (5) ギャラリーの大きさは、高さ1.6m(ガラス部分、内部2.2m)×幅24.3m×奥行0.86mです。

## 2 利用申し込み等について

- (1) 利用期間は1ヶ月とします。(準備や片付けの日を含む)
- (2) 申し込みは、11月に翌年度分を受け付けます。
- (3) 展示希望月が重複した場合は、抽選または調整(展示がそれぞれ壁と床になる場合など特別な場合)をさせていただきます。
- (4) 令和6年度は、町等で利用のため2月は利用できません。
- (5) 展示内容(タイトル)について町広報誌に掲載しますので、申込書に必ず記入願います。
- (6) 12月中に利用の可否を決定する予定です。

## 3 利用者の遵守事項について

- (1) 許可された作品展示以外に使用しないこと。
- (2) 作品の展示・撤去及びそれに付随する作業は、許可書に記載された期日及び時間を厳守のうえ、図書館職員の指示に従い行うこと。
- (3) 備え付けの針金及び画鋲以外の釘、フック等は使用しないこと。
- (4) 勧誘等の表示はしないこと。
- (5) ギャラリーには搬入搬出用の物品は置かないこと。
- (6) その他、使用に際しては図書館職員の指示に従うこと。

## 4 その他

- (1) 許可条件等の違反及び展示に不適切と判断したときは、展示方法等の是正及び利用の許可を取消し、又は利用を中止させる場合があります。
- (2) 申込者が指示に従わない場合は、展示品を撤去する場合があります。
- (3) (2)の撤去の際に、展示品の損傷・紛失等の事故が発生しても町等(職員を含む。)は、一切の責任を負いません。また、撤去等に係る経費が発生した場合は、全て利用者に負担していただきます。
- (4) 展示作業中及び展示中の作品の汚損・破損等の事故については、事由の如何を問わず、町等(職員を含む。)は一切の責任を負いません。
- (5) 利用者は、故意又は過失により施設、設備又は備品等を滅失、毀損、又は汚損したときは、その損害を賠償し、原状に復さなければなりません。